

蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化

- エネルギー安全保障及び2050年カーボンニュートラル実現の一環として、脱炭素電源導入拡大に伴う変動電源の調整力確保や災害時のレジリエンス強化等につなげるため、蓄電池と他の設備との間に空地設定が求められる規制において、蓄電池及び付帯設備（変圧器等）を一体の設備として取り扱うことを明確化し、安全性を維持しつつ、効率的な設置を実現することで、蓄電池の導入を促進する。

現行制度による課題

- 今後、DXやGXによる電力需要増が見込まれる中、すぐに使える資源に乏しいという我が国の事情を踏まえると、エネルギー安全保障の向上や2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、脱炭素電源の導入拡大が不可欠。
- 蓄電池は、脱炭素電源の導入拡大に伴う変動電源に対応する調整力を確保することや、災害時・緊急時のバックアップ電源としてレジリエンスを向上させることなどの極めて重要な役割を担い、国内では約10GWhの定置用蓄電池が導入（2023年実績）されている。
- 蓄電池は、変電所や送電線へのアクセスが良い場所に設置されることが望ましいが、こうした適地は工場や住宅等に利用されているケースが多く、限られた敷地で蓄電池の導入拡大を進めるためには、安全性を確保しつつ、効率的な設置が重要であるが、蓄電池と他の設備との間の空地設定の基準について、市町村等の消防ごとに見解が異なるという課題が存在している。（参考2）
- 国内の蓄電所事業者からは、保有空地の設定を求められたために当初想定の半分の蓄電池設備しか設置できず、想定の電力供給容量を満足できなかつたとの声があり、エネルギー安全保障の向上及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて必要な蓄電池導入には、過大な敷地の確保等の費用を要するおそれがある。

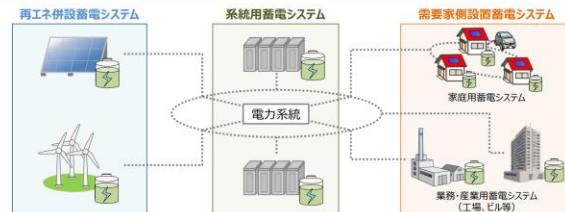
規制改革の方向性

- エネルギー安全保障の向上や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて蓄電池の導入を促進する観点から、以下の事項を明確化し、市町村等の消防に周知するよう地方公共団体に対し通知する。
 - 蓄電池設備の空地設定について、付帯設備も含めて一体で危険物を扱う設備として適正に扱えるようにすることが安全かつ合理的であり、かつ、蓄電池の効率的な設置にもつながることを踏まえ、蓄電池及びその付帯設備を一体の設備として扱うことにより、当該設備間の保有空地を不要とすることを可能とすること。【令和7年12月措置済】

参考 1 蓄電システムの重要性

次世代電力ネットワークにおける定置用蓄電システムの重要性及び活用のあり方

- 再生可能エネルギーの主力電源化を進める中で、電力の安定供給と脱炭素化の両立を図っていくためには、再エネで発電した電気を貯蔵できる定置用蓄電システムの導入を進めることが重要。
- 各種な設置形態の蓄電システムが、多様な価値（再エネの出力整形、系統の調整力、電力需要整形、非常時のバックアップ等）を提供することが期待される。



出典：「2025年度第1回 定置用蓄電システム普及拡大検討会 資料4 2025年度定置用蓄電システム普及拡大検討会開催の目的」（資源エネルギー庁）

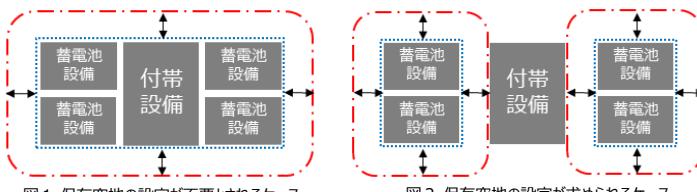
参考 2 空地設定の基準に係る市町村等の消防ごとの見解の相違

【空地設定の基準】

- ・消防法令（危険物の規制に関する政令及び同規則）において、一定数量以上のリチウムを貯蔵する蓄電池を設置する場合、その設備は危険物を扱う設備とみなされ、延焼防止・消防活動のため、相互間に空地を設けること（以下「保有空地」）が必要。

【見解の相違点】

- ・蓄電池設備と変圧器・スイッチギア（以下「付帯設備」）間の保有空地の必要性に関し、コンテナ内又は同一構造物上に蓄電池と付帯設備を搭載した一体型蓄電池製品の場合、一体の設備とみなして、蓄電池と付帯設備との間の保有空地は不要とするケース（図1）が存在する一方、別個の製品として調達した蓄電池製品・付帯設備については、一体の設備とみなすことはできないとして、相互間の保有空地が必要となるケース（図2）が存在。



□ : 保有空地（危険物の指定数量等により3mまたは5m） □ : 一体の設備

出典：事務局作成